

Ⅱ 審査基準

Ⅰ 趣旨

この審査基準は、原城跡世界遺産センターキャッシュレス対応券売機等導入契約の締結にあたり実施するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の参加者（以下「参加者」という。）の提案の内容を客観的かつ公正に評価し、提案内容及び業務等の遂行能力が最も優れた者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び審査基準を定める。

Ⅱ 審査委員会

本プロポーザルに係る提案の内容の評価及び最優秀提案者の選定は、本プロポーザルの実施要領に基づき設置する原城跡世界遺産センターキャッシュレス対応券売機等導入業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

Ⅲ 審査

- （１）審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、「４ 審査基準」に基づき、参加者から提出された提案の内容について評価項目ごとに評点をつける。
- （２）審査委員各人の持ち点は均一で、各参加者に対する委員一人当たりの審査点数は１００点満点とし、審査終了後、各審査委員の評点の合計を集計し、その合計点の高い方から順に順位を決定する。
- （３）審査委員会は、全ての審査委員の評点の合計得点が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最も高い評点を獲得した場合であっても、全審査委員の評点の平均点が７０点に満たない場合は、要求水準を満たしていないと見なし、最優秀提案者を選定しない。
- （４）最も高い評点を獲得したものが２者以上いる場合、審査委員会は、協議の上、相対評価により最も優れた提案を行った１者を最優秀提案者に選定する。
- （５）審査結果は、採否に関わらず、速やかに文書で通知する。
- （６）審査の過程において疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の参加者に確認を行う。
- （７）審査委員会は、非公開とし、審査内容及び審査結果についての異議は、一切受け付けない。また、選定の経緯は公表しない。

Ⅳ 審査基準

- （１）評価の区分は、次の表の評価欄に記載するＡからＥまでとし、評価の区分ごとの評点は、評点欄に記載のとおりとする。

評 価	評 点
A 大変優れている	項目の配点×1.0
B 優れている	項目の配点×0.8
C 普通	項目の配点×0.6
D やや劣っている	項目の配点×0.4
E 劣っている	項目の配点×0.2

(2) 評価の項目、視点及び主な指標並びにその配点は、次の表のとおりとする。
 なお、提案漏れの項目の配点は、0点とする。

項目	評価の視点	主 な 指 標	配 点
履行能力	業務の実施体制・類似契約実績	業務の履行に必要な知識・経験を有する人員が、適切に配置されているか。	10
		本契約を確実に遂行できる業務実績を有しているか。なお、実績数は評価に影響しない。	
企画提案の内容	キャッシュレス対応券売機及びその周辺機器	仕様書に定める要件を満たしているか。また、満たしていない事項は、適切な代替措置が取られているか。	15
		操作パネルのホーム画面、メニュー画面は、デザイン性に富み、利用者にとって解りやすいデザインか。また、操作方法は、利用者にとって使いやすいものか。	
	POSレジスター及びその周辺機器	仕様書に定める要件を満たしているか。また、満たしていない事項は、適切な代替措置が取られているか。	15
		操作方法は、機器等を操作する職員にとって使いやすいものか。	
	POSシステム	仕様書に定める要件を満たしているか。また、満たしていない事項は、適切な代替措置が取られているか。	10
		販売・集計データの取得が容易で、機器等を操作する職員にとって使いやすいか。	
	機器の保守等	仕様書に定める要件を満たしているか。また、満たしていない事項は、適切な代替措置が取られているか。	10
		機器等を操作する職員に対する操作説明・研修は、機器等の可動、キャッシュレス決済等を円滑に開始するための理解や習得を促進できる提案となっているか。	
	有益提案等	提案は、本業務の目的（世界遺産センターの効率的・安定的な運営、来場者の便益向上及び従事職員の負担軽減）の達成に資する内容となっているか。	15
		仕様書に記載するもののほか、将来的に本市にとって有益な運用方法、拡張性等の提案がなされているか。	
	導入スケジュール	スケジュールは、具体的で無理のない導入計画が示されているか。（機器等の設置、可動、キャッシュレス決済の導入、職員研修等が十分に行える内容か。）	10
提案金額	提案金額及びランニングコスト	導入機器等の提案金額は、適切か。（提案上限額を超える提案金額を提案した場合は、失格とする。）	15
		ランニングコストの見積り額は、適切か。	
合 計			100